

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）（以下「長期優良住宅法」という。）、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「住宅品質確保法」という。）の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る区分変更及び規定の整備、並びに長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を変更する必要が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和3年第4回定例会に提案する。

2 改正内容

（1）長期優良住宅法の一部改正に伴う認定申請区分の変更及び規定の整備

①改正理由

長期優良住宅法の一部改正に伴い、区分所有の共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組み（住戸単位認定）から、管理組合等が一括して認定を受ける仕組み（住棟認定）に変更されたことにより、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る区分変更を行うとともに、引用条項に追加があったため、規定の整備を行う。

②改正内容

ア) 区分変更

額の算定にあたって、当該建築物における申請戸数で除す方法を削除する。（別表第1の131及び132の項）

イ) 規定の整備

「長期優良住宅法第9条第1項」を「長期優良住宅法第9条第1項又は第3項」に改める。（別表第1の133の項）

（2）住宅品質確保法の一部改正に伴う認定申請区分の変更及び手数料の変更

①改正理由

住宅品質確保法の一部改正に伴い、住宅性能評価と併せて長期使用構造等の確認の申請が可能となった。これにより、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査において、住宅品質確保法に基づく長期使用構造等にある旨の確認結果が添付された場合、所管行政庁による審査の一部が省略可能となったため、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る区分及び長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を変更する。

②改正内容

ア) 区分変更

申請に併せて提出される書類について、「区長が指定する者が作成した長期優良住宅法に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅品質確保法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に改める。また、「住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書」の規定は削除する（別表第1の131の項）

イ) 手数料の変更

別紙「新旧対照表」参照（別表第1の131、133、134の項）

(3) 施行予定日

令和4年2月20日

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期	
131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合において、新築しようとするときは1（1）イ又は1（2）イに掲げる額、増築し、又は改築しようとするときは2（1）イ又は2（2）イに掲げる額）（申請に併せて長期優	（現行のおり）	131	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合において、新築しようとするときは1（1）イ、1（2）イ又は1（3）イに掲げる額、増築し、又は改築しようとするときは2（1）イ又は2（2）イに掲げる額）（申請に併せ	（略）

改正後					改正前					
				<p>良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>					<p>て長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）<u>を当該建築物における申請戸数で除して得</u></p>	

改正後					改正前				
				<p>1 住宅を新築しようとする場合(1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し</u>が提出された場合</p>					<p>た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>1 住宅を新築しようとする場合(1)から(3)までに掲げる場合の区分及び申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1) 申請に併せて<u>区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>

改正後					改正前				
				イ 100平方メートル以内のもの 7,100円					イ 100平方メートル以内のもの 7,200円
				ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円					ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円
				ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円					ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 23,000円
				ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円					ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円
				ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの					ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの

改正後					改正前				
				の 57,000円					の 61,000円
				へ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内のも の					へ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内のも の
				94,000円					104,000円
				ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの					ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの
				161,000円					172,000円
				チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの					チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以 内のもの
				190,000円					216,000円
				リ 30,000平 方メートル を超えるも の					リ 30,000平 方メートル を超えるも の
				203,000円					234,000円

改正後					改正前				
									<p>(2) <u>申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関し建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法</u></p>

改正後					改正前				
									により評価されたものに限る。)が提出された場合
									イ 100平方メートル以内のもの 16,000円
									ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円
									ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円
									ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円
									ホ 2,500平方

改正後					改正前				
				<p><u>(2) (1)以外 の場合</u></p> <p>イ 100平方メ ートル以内 のもの <u>52,000円</u></p> <p>ロ 100平方メ ートルを超 え、500平方 メートル以 内のもの <u>122,000円</u></p> <p>ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの <u>196,000円</u></p> <p>ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メー トル以内のも</p>					<p><u>方メートル を超えるも の 1,373,000円</u></p> <p><u>(3) (1)及び (2)以外の場合</u></p> <p>イ 100平方メ ートル以内 のもの <u>47,000円</u></p> <p>ロ 100平方メ ートルを超 え、500平方 メートル以 内のもの <u>109,000円</u></p> <p>ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの <u>175,000円</u></p> <p>ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メー トル以内のも</p>

改正後					改正前				
				の 386,000円					の 345,000円
				ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の					ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の
				691,000円					617,000円
				へ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メート ル以内のも の					へ 5,000平方 メートルを 超え、10,000 平方メート ル以内のも の
				1,188,000円					1,062,000円
				ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの					ト 10,000平 方メートル を超え、 20,000平方 メートル以 内のもの
				2,198,000円					1,964,000円
				チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以					チ 20,000平 方メートル を超え、 30,000平方 メートル以

改正後					改正前				
				内のもの <u>3,140,000円</u>					内のもの <u>2,809,000円</u>
				リ 30,000平 方メートル を超えるも の <u>3,847,000円</u>					リ 30,000平 方メートル を超えるも の <u>3,443,000円</u>
				2 住宅を増築し、 又は改築しよう とする場合 (1)及び(2)に 掲げる場合の区 分並びに申請に 係る住宅が属す る1の建築物の 床面積の合計に 応じ、それぞれ次 に掲げる額 (1) 申請に併 せて1(1)に 規定する書類 が提出された 場合 イ 100平方メ ートル以内 のもの 10,000円 ロ 100平方メ					2 住宅を増築し、 又は改築しよう とする場合 (1)及び(2)に 掲げる場合の区 分及び申請に係 る住宅が属する 1の建築物の床 面積の合計に応 じ、それぞれ次に 掲げる額 (1) 申請に併 せて1(1)に 規定する書類 が提出された 場合 イ 100平方メ ートル以内 のもの 10,000円 ロ 100平方メ

改正後					改正前				
				一トルを超 え、500平方 メートル以 内のもの 19,000円					一トルを超 え、500平方 メートル以 内のもの 19,000円
				ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの 33,000円					ハ 500平方メ ートルを超 え、1,000平 方メートル 以内のもの 33,000円
				ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メート ル以内のも の 47,000円					ニ 1,000平方 メートルを 超え、2,500 平方メート ル以内のも の 47,000円
				ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の <u>85,000円</u>					ホ 2,500平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の <u>88,000円</u>
				ヘ 5,000平方 メートルを 超え、10,000					ヘ 5,000平方 メートルを 超え、10,000

改正後					改正前				
				平方メートル以内のもの <u>140,000円</u>					平方メートル以内のもの <u>151,000円</u>
				ト 10,000平方メートルを超え、 20,000平方メートル以内のもの <u>242,000円</u>					ト 10,000平方メートルを超え、 20,000平方メートル以内のもの <u>250,000円</u>
				チ 20,000平方メートルを超え、 30,000平方メートル以内のもの <u>284,000円</u>					チ 20,000平方メートルを超え、 30,000平方メートル以内のもの <u>311,000円</u>
				リ 30,000平方メートルを超えるもの <u>304,000円</u>					リ 30,000平方メートルを超えるもの <u>336,000円</u>
				(2) (1)以外の場合					(2) (1)以外の場合
				イ 100平方メートル以内のもの					イ 100平方メートル以内のもの

改正後					改正前				
				<u>78,000円</u>					<u>68,000円</u>
				ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの					ロ 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの
				<u>183,000円</u>					<u>160,000円</u>
				ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの					ハ 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの
				<u>293,000円</u>					<u>255,000円</u>
				ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの					ニ 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの
				<u>579,000円</u>					<u>504,000円</u>
				ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの					ホ 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの
				<u>1,037,000円</u>					<u>903,000円</u>
				ヘ 5,000平方					ヘ 5,000平方

改正後					改正前				
			メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内の もの <u>1,782,000円</u>				メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内の もの <u>1,552,000円</u>		
			ト 10,000平 方メー トルを 超え、 20,000平 方メー トル以 内のもの <u>3,296,000円</u>				ト 10,000平 方メー トルを 超え、 20,000平 方メー トル以 内のもの <u>2,872,000円</u>		
			チ 20,000平 方メー トルを 超え、 30,000平 方メー トル以 内のもの <u>4,710,000円</u>				チ 20,000平 方メー トルを 超え、 30,000平 方メー トル以 内のもの <u>4,106,000円</u>		
			リ 30,000平 方メー トルを 超えるも の <u>5,770,000円</u>				リ 30,000平 方メー トルを 超えるも の <u>5,032,000円</u>		
132	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律	長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手	申請1件につき、申 請に係る住宅が属 する1の建築物の	(現行 のとおり)	132	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律	長期優良住宅 建築等計画変 更認定申請手	申請1件につき、申 請に係る住宅が属 する1の建築物の	(略)

改正後			改正前		
第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	数料	<p>当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が当該住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項の<u>1(1)又は1(2)</u>に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、<u>同項の1(1)イ又は1(2)イ</u>に掲げる額）、当該計画が当該住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては<u>同項の2(1)又は2(2)</u>に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅</p>	第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	数料	<p>当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が当該住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては前項の<u>1(1)、1(2)又は1(3)</u>に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項の<u>1(1)イ、1(2)イ又は1(3)イ</u>に掲げる額）、当該計画が当該住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては前項の<u>2(1)又は2(2)</u>に掲げる額（当該住宅</p>

改正後					改正前				
				<p>の場合においては、<u>同項</u>の2(1)イ又は2(2)イに掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について95の2の項に掲げる額 (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について95の4の項又は95</p>					<p>が一户建ての住宅の場合においては、前項の2(1)イ又は2(2)イに掲げる額) (申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について95の2の項に掲げる額 (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について</p>

改正後					改正前					
			の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)					95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を当該建築物における申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)		
133	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料	2,300円	(現行のとおり)	133	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料	2,100円	(略)	
134	長期優良住宅の普及の促進	長期優良住宅建築等計画の	2,300円	(現行のとおり)	134	長期優良住宅の普及の促進	長期優良住宅建築等計画の	2,100円	(略)	

改正後					改正前				
	に関する法律 第10条の規定 に基づく長期 優良住宅建築 等計画の認定 を受けた地位 の承継の承認 の申請に対す る審査	認定を受けた 地位の承継の 承認申請手数 料		り)。		に関する法律 第10条の規定 に基づく長期 優良住宅建築 等計画の認定 を受けた地位 の承継の承認 の申請に対す る審査	認定を受けた 地位の承継の 承認申請手数 料		